

令和6年度 地方公共団体における男女の給与の差異

特定事業主名：川北町

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6%
任期の定めのない常勤職員以外	104.0%
全ての職員	83.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	97.4%
課長補佐相当職	108.2%
係長相当職	104.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.9%
31～35年	90.2%
26～30年	86.2%
21～25年	88.0%
16～20年	81.8%
11～15年	78.0%
6～10年	96.2%
1～5年	101.2%

【説明欄】

・昨年度に比べ「任期の定めのない常勤職員以外」で女性の給与の割合が増加しているのは、給料の高い男性職員が退職したことで、元々女性職員が多いため。

・役職段階別でみると、「課長相当職」に女性管理職員が1名増えたことにより割合が増加している。「課長補佐相当職」では、女性職員の場合、課長に昇任せず課長補佐職に留まる傾向がみられるため年々増加している。

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は72%となっている。

・育児休業や部分休業を取得した職員については、主に勤続年数が10年未満の女性職員となっており、令和6年度も昨年度に引き続き男性職員にも育児休業取得者がみられた。

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、日額・時間額で支払われている職員については、週労働時間数が職員ごとに異なり、これを加えて算出すると男女間の給与差が正しく把握できないため除外している。